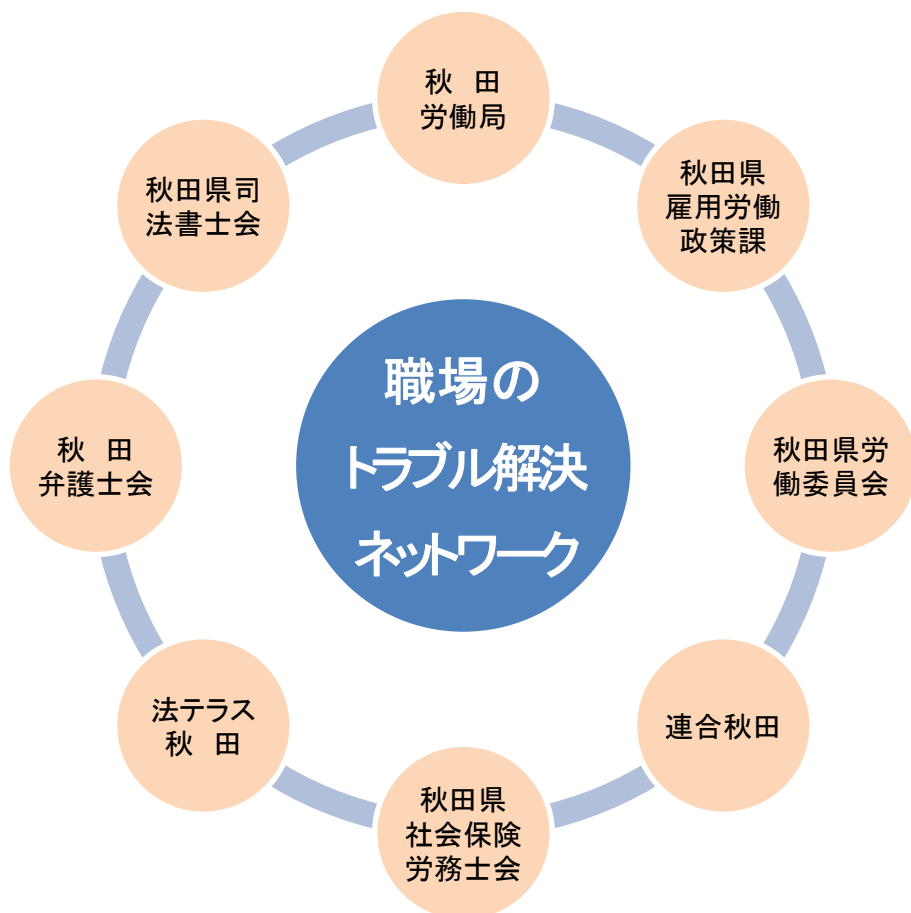


職場でのトラブルでお困りの秋田県の皆様へ



職場のトラブル解決を
サポートします。

労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会

ネットワーク(秋田県全域)		掲載
厚生労働省 秋田労働局総合労働相談コーナー		P2
秋田県	秋田県雇用労働政策課	P3
	秋田県労働委員会	P4
連合秋田なんでも労働相談ダイヤル		P4
秋田県社会保険労務士会 総合労働相談所		P5
法テラス秋田 情報提供・無料法律相談		P6
秋田弁護士会 秋田弁護士会法律相談センター		P7
秋田県司法書士会 秋田県司法書士会調停センター		P8

ネットワーク(地域別)		
鹿角地域	鹿角地域振興局	大館総合労働相談コーナー (大館労働基準監督署内)
北秋田地域	北秋田地域振興局	
山本地域	山本地域振興局	能代総合労働相談コーナー (能代労働基準監督署内)
秋田地域	秋田県雇用労働政策課	秋田総合労働相談コーナー (秋田労働基準監督署内)
由利地域	由利地域振興局	本荘総合労働相談コーナー (本荘労働基準監督署内)
仙北地域	仙北地域振興局	大曲総合労働相談コーナー (大曲労働基準監督署内)
平鹿地域	平鹿地域振興局	横手総合労働相談コーナー (横手労働基準監督署内)
雄勝地域	雄勝地域振興局	

参考	
各機関の個別労働紛争解決制度の特徴	P9

厚生労働省 秋田労働局

秋田労働局総合労働相談コーナー

- 秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎4階
- TEL 018-862-6684

秋田総合労働相談コーナー

- 秋田市山王7-1-4 秋田労働基準監督署内
- TEL 018-801-0821

能代総合労働相談コーナー

- 能代市末広町4-20 能代労働基準監督署内
- TEL 0185-52-6151

大館総合労働相談コーナー

- 大館市字三の丸6-2 大館労働基準監督署内
- TEL 0186-42-4033

横手総合労働相談コーナー

- 横手市旭川1-2-23 横手労働基準監督署内
- TEL 0182-32-3111

大曲総合労働相談コーナー

- 大仙市大曲日の出町1-3-4 大曲労働基準監督署内
- TEL 0187-63-5151

本荘総合労働相談コーナー

- 由利本荘市給人町17 本荘労働基準監督署内
- TEL 0184-22-4124

総合労働相談・情報提供

個別労働紛争の中には、単に法令や判例を知らなかったり、誤解に基づいて発生したものが多く見られます。こういった場合は、労働問題に関する情報を入手したり専門家に相談することで、紛争に発展することを未然に防止、または紛争を早期に解決することができます。秋田労働局雇用環境・均等室、県内各労働基準監督署に設置された総合労働相談コーナーでは、解雇、雇止め、配置転換、賃金の引下げといった労働条件のほか、募集・採用、いじめ・嫌がらせなど、労働問題に関するあらゆる分野について、労働者、事業主どちらからの相談でも、専門の相談員が、面談あるいは電話でお受けしています。

労働局長による助言・指導

「労働局長による助言・指導」は、民事上の個別労働紛争について、労働局長が、紛争当事者に対し、その紛争の問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です。法違反の是正を図るために行われる行政指導と異なり、あくまで紛争当事者に対して話し合いによる解決を促すものであって、何らかの措置を強制するものではありません。

紛争調整委員会によるあっせん

紛争当事者の間に公平・中立な第三者として労働問題の専門家が入り、双方の主張の要点を確かめ、双方から求められた場合には、両者が採るべき具体的なあっせん案を提示します。

「手続きが迅速・簡便」「専門家が担当」「あっせん案に合意した場合は、受諾されたあっせん案は民法上の和解契約の効力を持つ」「非公開」「不利益取り扱いの禁止」などの特長があります。

相談時間 月曜日から金曜日 8:30～17:15(土日祝日、及び年末年始はお休みです)

料金 無料

相談・利用方法 原則面談による(秘密厳守) 労働相談は電話相談も可

申出先 秋田労働局各総合労働相談コーナー

HPアドレス <https://site.mhlw.go.jp/akita-roudoukyoku/home.html>

秋田県

秋田県雇用労働政策課

- 秋田市山王3丁目1-1
- TEL 018-860-2334

鹿角地域振興局地域企画課

- 鹿角市花輪字六月田1
- TEL 0186-22-0457

北秋田地域振興局地域企画課

- 北秋田市鷹巣字東中岱76-1
- TEL 0186-62-1251

山本地域振興局地域企画課

- 能代市御指南町1-10
- TEL 0185-55-8004

由利地域振興局地域企画課

- 由利本荘市水林366番地
- TEL 0184-22-5432

仙北地域振興局地域企画課

- 大仙市大曲上栄町13-62
- TEL 0187-63-5114

平鹿地域振興局地域企画課

- 横手市旭川一丁目3-41
- TEL 0182-32-0594

雄勝地域振興局地域企画課

- 湯沢市千石町二丁目1-10
- TEL 0183-73-8191

相談時間

月曜日から金曜日 8:30~17:15(土日祝日、及び年末年始はお休みです)

料金

無料

相談方法

電話または面談

県では、解雇や賃金などの各種労働問題について、相談窓口等の情報提供を行っています。

秋田県労働委員会

秋田県労働委員会事務局
審査調整課 調整班

- 秋田市山王四丁目1番2号 秋田地方総合庁舎4階
- TEL 018-860-3284
- FAX 018-860-3286

受付時間	月曜日から金曜日 8:30~17:15(土日祝日、及び年末年始はお休みです)
利用料金	無料
利用方法	申請書提出(申請をお考えのときは事前にご相談ください。)
HPアドレス	https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/akiroi ※「秋田県労委」で検索していただきますと便利です。

秋田県労働委員会では、働く人と雇い主との間で発生した解雇や労働条件をめぐるトラブル(個別労働関係紛争)について、公益委員(弁護士等)・労働者委員(労働組合役員等)・使用者委員(会社経営者等)からなる3人のあっせん員が双方からお話をお聞きした上で歩み寄りを図り、あっせん案(解決案)を提示するなど紛争解決を手助けします。働く人、雇い主のどちらからでも申請できます。

【トラブルの例】

●突然の解雇、雇止め ●職場でのいじめ ●労働条件(賃金や労働時間等)の変更 ●退職の強要 ●配置転換の拒否 など

※トラブルの内容等によっては、あっせんの対象外となる場合があります。

日本労働組合総連合会秋田県連合会(連合秋田)

連合秋田なんでも労働相談ダイヤル

- 秋田市中通6丁目7-36フォーラムアキタ内
- フリーダイヤル 0120-154-052(労働相談専用ダイヤル)

相談時間	9:30~17:00 年末・年始、土日、祝日を除く平日
料金	相談無料
相談方法	電話、面談
HPアドレス	https://www.rengo-akita.jp/

働くことについての困りごと、組合づくりなど、一人で悩まず気軽にご相談下さい。専門のアドバイザーが在中、問題解決のお手伝いを致します。

秋田県社会保険労務士会

総合労働相談所

- 秋田市大町3-2-44 大町ビル3階
- TEL 018-853-9061

相談時間	毎週火・金曜日13:00～17:00
料金	無料
相談方法	面談
HPアドレス	https://akita-sr.jp

労働問題の専門家である社会保険労務士がご相談に応じます。
総合労働相談所では、あっせんの申立て方法等についてのご相談にも応じます。

社労士会労働紛争解決センター秋田

- 秋田市大町3-2-44 大町ビル3階
- TEL 018-853-9061

受付時間	月曜から金曜日(ただし、8/13～8/16、12/29～1/4、祝日を除く) 13:00～17:00
料金	相談料:無料、申立費用:無料(2023.3.31まで)
相談方法	面談
HPアドレス	https://akita-sr.jp

当センターは、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(ADR法)」に基づく法務大臣の認証と、社会保険労務士法に基づく厚生労働大臣の指定を受けた機関です。

法テラス秋田 情報提供

・〒010-0001 秋田市中通5-1-51 北都ビルディング6F
 ・TEL 050-3383-5550

相談時間	【予約不要】 事務所窓口の受付時間は平日午前9時～午後5時です。 なお、情報提供窓口対応専門職員の対応時間についてはお電話でお問い合わせください。 ※土日祝日、及び年末年始はお休みです。
料金	無料(電話をご利用の場合は、通話料のみかかります。)
相談方法	電話または面談
HPアドレス	https://www.houterasu.or.jp/

1. 情報提供窓口では、利用者様からの問い合わせ内容に応じて、法制度や手続きに関する情報をご紹介したり、最適な相談窓口(相談機関・団体等)に関する情報を、電話や面談で無料で行っています。お悩みを整理し、法律の手続きやわからない言葉の解説もいたします。

トラブルを抱えて困っている方、どうやって解決したらいいかわからなくて悩んでいる方、お気軽にお問合せください。

なお、個別の法律相談や法的判断を行うことはできません。

2. 法テラス秋田の情報提供窓口対応専門職員の対応時間外は、法テラス・サポートダイヤル(電話)がご利用いただけます。さまざまなケースを想定した研修を受けたオペレーターが対応いたします。(法テラス・サポートダイヤル 0570-078374(平日9:00～21:00、土曜日9:00～17:00))

法テラス秋田 無料法律相談

・〒010-0001 秋田市中通5-1-51 北都ビルディング6F
 ・TEL 050-3383-5551

相談時間	【完全予約制】 平日:月曜日、水曜日、金曜日 午後1時～午後4時のうち、30分間 ※土日祝日、及び年末年始はお休みです ※事務所窓口の開設時間は平日午前9時～午後5時まで ※法テラス秋田の事務所以外での相談日時はお問い合わせください
料金	無料(一定の資力基準に該当した方のみ)
相談方法	面談
HPアドレス	https://www.houterasu.or.jp/

1. 法律相談援助

経済的に困りの方で、法律相談の必要のある方には無料で法律相談を行っています(法人を除く)。

相談を受けるためには、収入(月収や年金等)と保有資産(現金・預貯金の合計)が一定額以下であることが条件のため、まずは法テラス秋田にお電話でご確認ください。

法テラス秋田の事務所のほか、お住まいの近くの指定相談場所や契約弁護士・司法書士の事務所でも相談を受けることができます。

なお、刑事事件に関する相談は対象になりません。

2. 代理援助・書類作成援助

法律相談の結果、裁判や調停などの弁護士・司法書士の代理が必要な場合や、自分で裁判をおこすときに裁判所提出書類の作成が必要な場合は、審査の上、その費用の立替えを行います。

秋田弁護士会

秋田弁護士会法律相談センター

- 〒010-0951 秋田市山王6-2-7秋田弁護士会館
- TEL 018-896-5599

相談日時

(予約受付時間)平日9:30~16:30
原則として電話予約が必要です。
相談時間等の詳細につきましては下記をご参照下さい。

料金

30分以内5000円(税別)

相談方法

面談

HPアドレス

<https://akiben.jp/>

秋田弁護士会法律相談センター

- 〒010-0951 秋田市山王6-2-7秋田弁護士会館
- TEL 018-896-5599

相談日時

平日13:00~16:00

大仙市法律相談センター

- 〒014-0063 大仙市大曲日の出町2-7-53
大仙市大曲交流センター

相談日時

毎週火曜日13:00~16:00

湯沢市法律相談センター

- 〒012-0037 湯沢市沖鶴69-5 湯沢市文化交流センター

相談日時

毎週月曜日13:00~16:00

法律専門家である弁護士が相談に応じます。

代理人を選任する場合、労働審判や地方裁判所での訴訟については原則として弁護士を選任する必要があります。

秋田弁護士会ひまわりほっとダイヤル (中小企業のための法律相談)

- 〒010-0951 秋田市山王6-2-7秋田弁護士会館
- TEL 0570-001-240

相談日時

(予約受付時間)平日10:00~12:00、13:00~16:00

料金

初回30分に限り無料、以降は担当弁護士と協議

相談方法

面談

HPアドレス

<https://akiben.jp/>

中小企業経営者・事業主の方のご相談に弁護士が応じます。

「0570-001-240」に電話をすると、秋田弁護士会の専用窓口でお受けし、折り返しの電話で弁護士との面談の予約ができます。予約いただいた日時に、担当弁護士の事務所で相談をお受けします。

秋田県司法書士会

秋田県司法書士会調停センター

- 秋田市山王六丁目3番4号
- TEL 018-824-0187

相談時間	月～金(祝日除く)9:00～17:00
料金	<ul style="list-style-type: none">• 実費(郵送料等)5,000円• 申立事務手数料10,000円(消費税を除く。)(申立人の負担となります。)• 手続実施者報酬(調停1回につき)10,000円(消費税を除く。) (第1回目の手数料は、申立人の負担、第2回目以降の手数料は、当事者間で特段の合意がない限り申立人の負担となります。) <ul style="list-style-type: none">• 合意成立手数料 20,000円(消費税を除く。) (2023年3月末まで、実費(郵送料等)5,000円程度のみを負担していただきますが、申立事務手数料、手続実施者報酬、合意成立手数料はかかりません。)
相談方法	原則として秋田県司法書士会館で行います。
HPアドレス	https://akita-shiho.or.jp/

- 身近な紛争(トラブル)を裁判手続きによらず当事者の話し合いによって解決するための手続きです。
- 紛争の目的の価額が140万円以下の民事に関する紛争(司法書士法第3条第1項第7号に規定する紛争)
- センター長が、手続実施者候補者の中から、排除事由に該当しない者を、手続実施者として2名以内で選任します。
- 話し合いの日時は、平日に行います。話し合いは、1回につき2時間程度を予定しています。3回以内(期間でいうと4ヶ月程度)の話し合いにより解決することを想定しています。

各機関の個別労働紛争解決制度の特徴

実施主体	【国】秋田労働局 (紛争調整委員会)		【県】 秋田県労働委員会	【民間団体】	
	TEL:018-864-6684		TEL:018-860-3284	社会保険労務士会	司法書士会
	あっせん	調停	あっせん	労働紛争解決センター	調停センター 140万円を超えない 民事に関する紛争
実施体制	紛争調整委員 (弁護士等1人)	調停委員 (弁護士等)	労働委員 (公労使のあっせん員 各1人)	社労士または弁護士	司法書士
手続	話し合いによる合意	調停案の受諾を勧告	話し合いによる合意	話し合いによる合意	
相手方の 手続参加	任意 (不参加の場合には手続終了)				
合意・裁判の 内容の効力	合意内容は民法上の和解契約 (強制執行はできない)				
費用	無料			有料 (2023年3月まで無料)	有料 (2023年3月まで無料) ※郵送料は実費負担
公開の有無	非公開				
代理人の選任	弁護士の選任は必要ではない				
書面等の 準備	申請書 (申立書) (必要に応じて証拠書類)				

【裁判所】					
実施主体	① 民事調停	② 少額訴訟 ※60万円以下の金銭の支払	③ 労働審判	④ 民事訴訟 ※140万円以下の金銭の支払 は簡裁、140万円超の金銭の支払は地裁	
	(簡易裁判所)	(簡易裁判所)	(地方裁判所)	(地方裁判所・簡易裁判所)	
実施体制	調停委員会 (裁判官又は民事調停官1人と調停委員2人以上)	裁判官1人 (司法委員(※)が関与する場合あり) ※一般市民から選ばれ、参考意見の陳述等を行う。	労働審判委員会 (労働審判官 (裁判官) 1人と労働審判員 (労使) 2人)	裁判官 (簡裁では司法委員が関与する場合あり)	
手続	話し合いによる合意 (裁判所による決定の可能性あり)	裁判所の判決 (話し合いによる解決も可能)	話し合いによる合意 合意に至らない場合は労働審判委員会の審判	裁判所の判決 (話し合いによる解決も可能)	
相手方の 手続参加	正当な理由なく不出頭の場合、過料	主張書面を提出せず不出頭の場合、原告の主張を認めたものとみなされる可能性あり	正当な理由なく不出頭の場合、過料	主張書面を提出せず不出頭の場合、原告の主張を認めたものとみなされる可能性あり	
合意・裁判の 内容の効力	合意内容は裁判上の和解と同じ効力 (強制執行が可能)	和解・判決 (強制執行が可能)	合意内容や審判は裁判上の和解と同じ効力 (強制執行が可能)	和解・判決 (強制執行が可能)	
費用	有料				
公開の有無	非公開	公開	非公開	公開	
代理人の選任	弁護士の選任は必要ではない			選任することが多い (要費用)	
書面等の 準備	申立書、証拠書類	訴状等の主張書面、証拠書類 (証拠は即時に取り調べられるものに限定)	申立書等の主張書面、証拠書類の提出が必要	訴状等の主張書面、証拠書類の提出が必要	